

日本のひなた宮崎国スポーツ門川町協賛取扱基準

1 趣旨

この基準は、日本のひなた宮崎国スポーツ門川町協賛取扱要項（以下「要項」という。）第5項、第6項の規定に基づき、協賛への謝意および協賛の表示について必要な事項を定める。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額（相当額）	謝意表明		贈呈者
企業・団体	50万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	50万円未満10万円以上	感謝状	持参	会長または副会長 もしくは事務局長
	10万円未満	礼状	郵送	—

3 協賛者名掲載基準

協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額 (相当額)	ホームページ	報告書等	協賛物品	愛称等を使用した フレーズ
企業・団体	50万円以上	協賛者バナー貼付、 写真および記事掲載	協賛者名 掲載	掲載可能物 品全てに協 賛者名掲載	○
	50万円未満 10万円以上	協賛者バナー貼付、 写真および記事掲載			
	10万円未満	協賛者名掲載			

4 備考

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申出があった場合は、上記に準じ別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品等については、市価に金額換算して評価する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ、上記に準じて評価する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 同一者から複数回にわたり協賛の申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表すことができる。なお、贈呈式については、原則として1回限りの実施とする。
- (5) 協賛者名の掲載先は、実行委員会ホームページ、協賛物品、報告書等とする。
- (6) 愛称等を使用したフレーズの使用範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例)

○○○は、
 { 第81回国民スポーツ大会
 日本ひなた宮崎国スポ }

門川町開催
 { を応援しています。
 の協賛企業です。
 ○○競技会を応援しています。
 ○○競技会の協賛企業です。 }